

飲酒運転根絶チラシ



ウラ面には、飲酒運転の詳しい罰則をきちんと紹介しています。

「飲酒運転」という犯罪を斬れ!

飲酒運転は、悪質な犯罪です。車を運転する人にとって、同乗者や車を損傷した人、さらには命を奪った人、お詫言えません。

飲酒運転根絶！

飲酒運転は、悪質な犯罪です。車を運転する人にとって、同乗者や車を損傷した人、さらには命を奪った人、お詫言えません。

飲酒運転根絶！

飲酒運転は、悪質な犯罪です。車を運転する人にとって、同乗者や車を損傷した人、さらには命を奪った人、お詫言えません。

飲酒運転根絶！

名入れスペース

〈飲酒チラシ-A〉

飲酒運転根絶!

ビール一杯、罰金50万円以下です。

飲酒運転は、悪質な犯罪です。車を運転する人にとって、同乗者や車を損傷した人、さらには命を奪った人、お詫言えません。

飲酒運転根絶！

名入れスペース

〈飲酒チラシ-B〉

飲酒運転は、悪質な犯罪です。

ビール一杯だけなら... そんな甘えは許されません。お酒を飲んで運転をすることで自分が悪質な犯罪となります。

【罰則】

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【違反点数】

酒酔い運転	35点
酒気帯び運転	呼吸1ℓ当たり0.25mg以上 25点 呼吸1ℓ当たり0.15~0.25mg未満 13点

名入れスペース

〈飲酒チラシ-C〉

35点以上一発取消し

免許の再取得が3年以上禁止!

とくに悪質・危険な行為は**特定違反行為**として厳しく処分されます。

特定違反行為	違反点数	欠格期間(前歴なし)
酒酔い運転	35点	3年間
ひき逃げ	35点	3年間

■特定違反行為の基礎点数

種別	点数
運転殺人等又は危険運転致死	62点
運転傷害等(治療期間3月以上又は後遺障害)又は危険運転致傷(治療期間3月以上又は後遺障害)	55点
運転傷害等(治療期間30日以上)又は危険運転致傷(治療期間30日以上)	51点
運転傷害等(治療期間15日以上)又は危険運転致傷(治療期間15日以上)	48点
運転傷害等(治療期間15日未満又は構造物損壊)又は危険運転致傷(治療期間15日未満)	45点
酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反(ひき逃げ)	35点

「特定違反行為」とは、「運転殺人」「運転傷害」「危険運転致死」「危険運転致傷」「酒酔い運転」「麻薬等運転」「救護義務違反(ひき逃げ)」をいいます。これ以外は、「一般違反行為」といいます。

飲酒運転と交通違反点数

飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転者には、厳しい処分が待っています。

交通違反の点数は、15点以上で運転免許の取り消しとなります。飲酒運転やひき逃げなど、とくに悪質・危険な行為は「特定違反行為」として一発で取り消し、しかも3年以上運転免許は取得できません。^{*1}

^{*1}平成21年6月1日から施行されています。

とくに悪質・危険な行為は**特定違反行為**として厳しく処分されます。

あおり運転は、犯罪!

あおり運転は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、免許取り消し(欠格期間2年)

あおり運転のやいで危険が生じた場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、違反点数35点、免許取り消し(欠格期間3年)

1発、免許取り消し!

特定違反行為は、免許取消し、欠格期間が**最長10年間!!!**

特定違反行為は、**最長10年間免許がとれない!**

■特定違反行為による欠格期間(免許の再取得禁止)

特定違反行為	前年3月1日	前年2月	前年1月	前年なし	取り消し欠格期間
62点以上	60点以上	55点以上	70点以上	10年(10年)	
55点以上	50点以上	35点以上	45点以上	5年(5年)	
51点以上	30点以上	25点以上	40点以上	4年(4年)	
48点以上	25点以上	20点以上	35点以上	3年(3年)	
45点以上	20点以上	15点以上	30点以上	2年(2年)	
35点以上	15点以上	10点以上	25点以上	1年(1年)	
30点以上	10点以上	5点以上	20点以上	6ヶ月(6ヶ月)	
25点以上	5点以上	0点以上	15点以上	3ヶ月(3ヶ月)	
20点以上	0点以上	0点以上	10点以上	1ヶ月(1ヶ月)	
15点以上	0点以上	0点以上	5点以上	1週間(1週間)	
10点以上	0点以上	0点以上	0点以上	1週間(1週間)	
5点以上	0点以上	0点以上	0点以上	1週間(1週間)	
0点以上	0点以上	0点以上	0点以上	1週間(1週間)	

「前年」とは、過去3年(「免許停止」「免許取消し」「罰金等」)のうち、最も最近の年を指します。また、「前年」とは、過去3年(「免許停止」「免許取消し」「罰金等」)のうち、最も最近の年を指します。また、「前年」とは、過去3年(「免許停止」「免許取消し」「罰金等」)のうち、最も最近の年を指します。

■あおり運転等の基礎点数

種別	点数
あおり運転	35点

あおり運転は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、免許取り消し(欠格期間2年)

あおり運転のやいで危険が生じた場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、違反点数35点、免許取り消し(欠格期間3年)

■酒気帯び運転等の基礎点数

種別	点数
酒気帯び運転	13点
酒酔い運転	25点
過労運転	25点

酒気帯び運転は、3ヶ月(3ヶ月)の免許停止

酒酔い運転は、35点、免許取消し(欠格期間3年)

過労運転は、25点、2年間の免許停止

〈共通うら面〉

*改良のため、予告なく仕様を変更する場合があります。

Road-Senseは、広報企画の登録商標です。